

## 令和2年度関税改正の概要

渡邊 将史

高田 悠平

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和2年度関税改正の概要
  - (1) 暫定税率等の適用期限の延長等
  - (2) 個別品目の関税率の見直し
  - (3) とん税及び特別とん税の特例措置の創設
  - (4) 納税環境の整備
  - (5) その他
3. 令和2年度関税改正の主な論点
  - (1) 暫定税率等の在り方
  - (2) 沖縄に係る関税制度上の特例措置
  - (3) とん税及び特別とん税の税率変更
4. 税関行政の現状と課題
  - (1) 税関の現状
  - (2) 訪日外国人旅行者への対応
  - (3) 不正薬物等の密輸取締りに向けた取組
  - (4) 税関の体制整備に向けた取組

### 1. はじめに

令和2年度の関税率及び関税制度の改正に係る議論は、財務大臣の諮問機関である関税・外国為替等審議会（以下「審議会<sup>1</sup>」という。）において、令和元年11月から開始された。審議会は、同年12月12日、「令和2年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」を取りまとめた。本答申を踏まえ、与党税制改正大綱<sup>2</sup>が同日に決定され、12月20

<sup>1</sup> 審議会には、その所掌事務のうち、関税率の改正その他の関税に関する重要事項の調査審議及び相殺関税等に関する事項の処理を行う「関税分科会」が設置されており、主な審議は同分科会で行われている。

<sup>2</sup> 「令和2年度税制改正大綱」（令和. 12. 12 自由民主党・公明党）

日に政府税制改正大綱<sup>3</sup>が閣議決定された。

本稿は、令和2年度関税改正<sup>4</sup>の概要を紹介するとともに、その主な論点、税関行政をめぐる現状及び課題について整理するものである。

## 2. 令和2年度関税改正の概要

### (1) 暫定税率等の適用期限の延長等

#### ア 暫定税率の適用期限

暫定税率は、政策上の必要性等から適用期限を定めて基本税率を暫定的に修正する税率であり、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）で定められている<sup>5</sup>。我が国では、暫定税率の適用期限を1年とし、毎年度、延長の適否等が検討されている。

令和2年度関税改正では、令和2年3月31日に適用期限が到来する416品目に係る暫定税率について、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮し、その適用期限を令和3年3月31日まで1年間延長することとしている。

#### イ 特別緊急関税制度

特別緊急関税制度（SSG：Special Safeguard）は、平成6年のウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化されたバター、米、麦等の農産品について、関税化の代償措置として平成7年に導入された制度である。当該農産品の輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合に関税率の引き上げを行うものであり、輸入急増時等の安全弁の役割を果たしている。SSGは、暫定税率と一体的な制度として適用期限が1年と定められており、毎年度、延長の適否等が検討されている。

令和2年度関税改正では、暫定税率と同様に令和2年3月31日までとなっている適用期限について、令和3年3月31日まで1年間延長することとしている。

#### ウ 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置の取扱い

牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置は、暫定税率によってWTO協定税率より低い水準まで引き下げている関税率を、輸入数量が一定の水準を超えた場合、自動的に戻すものである<sup>6</sup>。輸入急増時の安全弁として設けられた我が国特有の制度であり、毎年度、適用期限を延長してきた。

現在、我が国に輸入される牛肉及び豚肉については、99%超が経済連携協定（EPA）締約国産又は米国産である。EPA締約国産の牛肉等については、各EPAによるセーフガードの適用対象となっている。また、米国産の牛肉等については、令和2年1月の日米貿易協定の発効に伴い、同協定によるセーフガードの適用対象となった。

<sup>3</sup> 「令和2年度税制改正の大綱」（令元.12.20 閣議決定）

<sup>4</sup> 本稿における「令和2年度関税改正」は、与党税制改正大綱及び政府税制改正大綱で示された令和2年度の関税改正の案であり、審議会資料を中心にその内容を整理している。

<sup>5</sup> これに対し、基本税率は、中長期的な観点から内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率であり、関税率法（明治43年法律第54号）で定められている。

<sup>6</sup> 制度の詳細は、関税・外国為替等審議会関税分科会、財務省関税局『暫定税率等の適用期限の到来』（平30.11.28）5～6頁参照。

牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置の適用対象が実質的に無くなったことから、令和2年度関税改正では、同措置について適用期限を延長しないこととしている。

## エ 加糖調製品に係る暫定税率の引下げ

加糖調製品は、砂糖に砂糖以外の食品素材を混合したものであり、菓子類、飲料等の原料として使用されている。国内の砂糖需要と競合関係にあり、その輸入量は、平成2年の輸入自由化以降、大幅に増加している。

国内産と外国産の原料糖を比較すると、てん菜糖で約2倍、甘しゅ糖で約6倍の内外価格差がある。そのため、我が国では糖価調整制度を設け、外国産原料糖の輸入者から調整金を徴収し、これを財源として国内の生産者及び製糖事業者を支援している。これにより国内産と外国産の原料糖の価格バランスが取れ、国内における両者の価格が同水準となる仕組みとなっている。

こうした中、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11」という。）において加糖調製品に係る関税割当制度<sup>7</sup>が導入されたこと等により、価格面で不利な国内産糖の支援への影響が懸念された。国内産糖の競争力を強化するため、総合的なTPP等関連政策大綱<sup>8</sup>に基づき、平成30年12月30日（TPP11発効日）から加糖調製品を糖価調整制度における調整金の対象に追加した。

令和2年度関税改正では、加糖調製品のうち6品目について、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大を可能とするため、令和2年度のTPP11税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率を引き下げることとしている（図表1）。

図表1 加糖調製品の暫定税率の引下げ（案）

主な品名	現行税率	改正案	引下げ幅
ココア粉	28.5%	25.8%	▲2.7%
ココアの調製品	27.0%	25.0%	▲2.0%
ミルクの調製品	28.8%	26.6%	▲2.2%
コーヒーのエキス	21.7%	16.9%	▲4.8%
タンパク質濃縮物	19.1%	15.3%	▲3.8%
乳糖を含有する調製食料品	28.8%	26.6%	▲2.2%

（出所）筆者作成

## オ 航空機部分品等の免税制度

航空機部分品等の免税制度は、公共性の高い航空運送事業の発展及び航空宇宙産業の国際競争力強化に資するため、①航空機の部分品・素材、②人工衛星等の部分品・素材等のうち国産化が困難と認められるものについて、その関税を免除する制度である。航空機部分品等の免税は昭和26年度、宇宙開発用物品の免税は昭和48年度に導入された。

<sup>7</sup> 関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率の関税（一次税率）を適用することで需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、一定の輸入数量の枠を超える分については、比較的高税率の関税（二次税率）を適用することで国内生産者の保護を図るものである。

<sup>8</sup> 「総合的なTPP等関連政策大綱」（平29.11.24 TPP等総合対策本部決定、令元.12.5改訂）

現在、我が国の航空機産業及び宇宙産業においては、国産ジェット旅客機及びH3ロケットの開発や国際共同開発への参画等が進められており、国際競争力の強化が求められている。しかし、開発・製造に際し、国産化が困難な部分品等については輸入に依存しており、同制度による免税輸入はコスト軽減に資するものとなっている。

令和2年度関税改正では、令和2年3月31日までとなっている同制度の適用期限について、令和5年3月31日まで3年間延長することとしている。

#### カ 加工再輸入減税制度

加工再輸入減税制度は、我が国から原材料として輸出された貨物が外国で加工又は組み立てられ、輸出の日から原則1年以内に製品として輸入される場合、その製品に課される関税のうち原材料相当分の関税を軽減する制度であり、昭和44年度に導入された。現在、対象となる輸入製品は、革製品、繊維製品、革製履物の甲となっている。

安価な海外製原材料による製品の輸入が増加する中、我が国の繊維・皮革産業においては、同制度の利用により生産コストを削減し、競争力の強化を図っている。また、国産の原材料を輸出し、海外で加工等した後に再輸入する国産原材料の利用促進等により、産業全体の活性化にも資するものとなっている。

令和2年度関税改正では、令和2年3月31日までとなっている同制度の適用期限について、令和5年3月31日まで3年間延長することとしている。

#### キ 沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）

特定免税店制度は、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号、平成14年廃止）に基づく関税制度上の特例措置として平成10年度に創設された。その具体的内容は関税暫定措置法に定められており、令和2年3月31日に適用期限が到来する。

同制度は、関税法（昭和29年法律第61号）上、外国扱いされていた占領下の沖縄からの土産品に適用された携帯品免税の機能を引き継ぐものであり、他の地域にない特別な制度である。旅客等が沖縄の市中又は空港の免税店において輸入商品を購入し、同商品を本土へ携帯して持ち出す場合に、一人20万円の購入金額を限度として関税を免除するものである。

令和2年度関税改正では、同制度が現在も沖縄の観光振興及び雇用促進等に関して一定の効果を果たしていること、沖縄の特殊事情等に大きな変化がないこと等を踏まえ、同制度の適用期限について、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号、以下「沖振法」という<sup>9</sup>。）の適用期限である令和4年3月31日まで2年間延長することとしている。

### （2）個別品目の関税率の見直し

令和2年度関税改正では、輸入や国内生産の状況等を踏まえつつ、国内産業の競争力強化等を図る観点から、自動車安全部品用イグナイター等5品目について基本税率を無税とすることとしている（**図表2**）。

<sup>9</sup> 沖振法は、沖縄の歴史的・地理的な特殊事情に鑑み、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図ること等を目的として定められた。

図表2 個別品目の関税率の見直し（案）

品目名	使用用途	現状		平成30年度 輸入額※1	改正案
		調達状況	需要見込み、懸念等		
寸法規定外の自動車安全部品用イグナイター※2	自動車用エアバッグのガス発生器用の点火具等	海外(米国等)から全量輸入	エアバッグ形状等の多様化に伴い、寸法規定外のイグナイターが増加	約18億円	6.4%→無税
CHDM※3	自動車部品等に使用される高機能樹脂の原料	海外(中国、米国、韓国)から全量輸入	自動車の車体軽量化やデザイン多様化の観点から、高機能樹脂への関心が高まり、需要が拡大傾向	約26億円	4.6%→無税
3, 5-DMP※4	ディーゼルエンジンの排ガス浄化に使用される触媒の原料	海外(米国等)から全量輸入	排ガス規制強化に対応するため、触媒の需要は拡大見込み	約573億円	4.6%→無税
アルキルベンゼン	家庭用合成洗剤(衣料用粉末洗剤)等の原料	海外(台湾等)から全量輸入予定※5	調達コスト増に伴い、国内産業の競争力低下や最終製品への価格転嫁の懸念	約9億円	3.9%→無税
リバーレース	高級下着類・ウェディングドレス等の装飾	海外(中国、タイ等)から全量輸入	生産コスト増に伴い、国内産業の競争力低下や縫製の海外移転による産業空洞化の懸念	約6億円	11.2%→無税

※1 当該物品が属す分類の輸入額であり、当該物品の輸入額とは異なる

※2 規定寸法のイグナイターについては、平成18年に基本税率が無税化された

※3 1, 4-シクロヘキサジメタノール

※4 1, 1-ジメチル-3, 5-ジメチルピペリジニウム=ヒドロキシド

※5 令和元年5月末に国内生産が終了となり、11月に販売が終了となった

(出所) 審議会資料を基に筆者作成

### (3) とん税及び特別とん税の特例措置の創設

#### ア とん税及び特別とん税

とん税及び特別とん税<sup>10</sup>は、外国貿易船の純トン数<sup>11</sup>を課税標準とし、当該外国貿易船の我が国の開港への入港事実を捉え、港湾設備の利用等に対する手数料のような趣旨で課税されている。税率は、昭和39年に現行水準へと引き上げられた<sup>12</sup>が、その後は変更されていない。

課税の仕組みには、外国貿易船の入港ごとに納付する「都度納付」と、開港ごとに1年分を一時に納付する「一時納付」の2種類があり、一時納付の税率は、外国貿易船の入港回数の実績と税負担とのバランスを考慮し、都度納付の税率の3倍となっている。これにより、入港回数が年4回以上の場合、結果として入港1回当たりのとん税額及び特別とん税額が軽減される仕組みである。

<sup>10</sup> 外国貿易船の入港により財貨の移転若しくは流通を生じつつある事実を捉えて課される租税で、通行税に類似した性質を有する一種の流通税である。とん税法(昭和32年法律第37号)は、旧噸税法の全部改正により制定され、その際、開港所在市町村に譲与される特別とん税法(昭和32年法律第38号)及び特別とん譲与税法(昭和32年法律第77号)も制定された。

<sup>11</sup> 総トン数から船舶自体の運航に必要な部分(船員室・機関室など)の容積を除いたもの。理論的には、その船が貨物や旅客を積載できる容積を示す。我が国では、とん税や手数料等の計算の基準となっている。

<sup>12</sup> 都度納付の税率は、とん税が1トン当たり8円から16円、特別とん税が同10円から20円となった(一時納付の税率は、改正前後ともに都度納付の3回分)。

## イ 国際コンテナ戦略港湾政策

世界全体の貿易量が増加する中、コンテナ貨物定期船の大型化や近隣国港湾の国際競争力の強化を背景とし、我が国の港湾へのコンテナ貨物定期船の寄港数が減少している。

寄港数の維持・拡大を図るため、政府は平成23年以降、国際コンテナ戦略港湾政策の下、国際戦略港湾<sup>13</sup>（京浜、阪神、伊勢湾）への集貨、入出港に係る費用の低減等の取組を進めてきた。しかし、アジア主要港（シンガポール、上海、釜山）に寄港する欧州・北米基幹航路の便数は横ばい又は増加傾向にあるが、我が国の国際戦略港湾への同便数は減少傾向にあり、近隣国の競合港湾に遅れを取っている。

## ウ 特例措置の創設

韓国・中国等を結ぶ近距離航路については、年間平均入港回数が10回を超えている。一方、長距離の国際基幹航路については、長期間の航海となり、同一船舶の入港が少なくなるため、欧州航路が4回、北米航路が5.2回となっている。このように、年間平均入港回数に約2倍の開きがあるため、一時納付を利用した際の1トン当たりの税負担に約2倍の差が生じている。

令和2年度関税改正では、近距離航路と長距離航路との間の税負担を同程度のものとし、もって国際戦略港湾の競争力を高めるため、特例措置を創設することとしている。具体的には、欧州・北米航路のコンテナ貨物定期船について、国際戦略港湾に入港する際の一時納付の税率を、現行の1トン当たり108円（とん税48円、特別とん税60円）から54円（とん税24円、特別とん税30円）に引き下げることとしている（図表3）。同措置により、国際戦略港湾への大型コンテナ船の入出港コストが釜山港並みに軽減されると試算されている（図表4）。

なお、同措置については、利用者の予見可能性や制度の安定性の観点から、一定期間継続される必要がある。一方、国際戦略港湾への寄港の維持・拡大という政策的要請を踏まえ、その効果の検証及び必要に応じた見直しを行う観点から、恒久措置とせず、当分の間の措置とすることとしている。

図表3 我が国及び諸外国のとん税制度

税率 (1トン当たり)	日本		豪州	米国	中国	英国	ベルギー
	現行	改正案					
都度納付	36円 【とん税16円、特別とん税20円】		約52円 (69.6豪セント)	約61円 (56セント)	約51円 (3.3元)	約52円 (37.5ペンス)	約35円 (0.2908€)
一時納付	108円 都度納付 3回分	54円 欧州・北米航路のコンテナ貨物定期船が 国際戦略港湾へ入港する場合のみ	都度納付 4回分	都度納付 5回分	都度納付 6回分	都度納付 9回分	—

※1 税目の名称や制度の詳細は各国で異なる

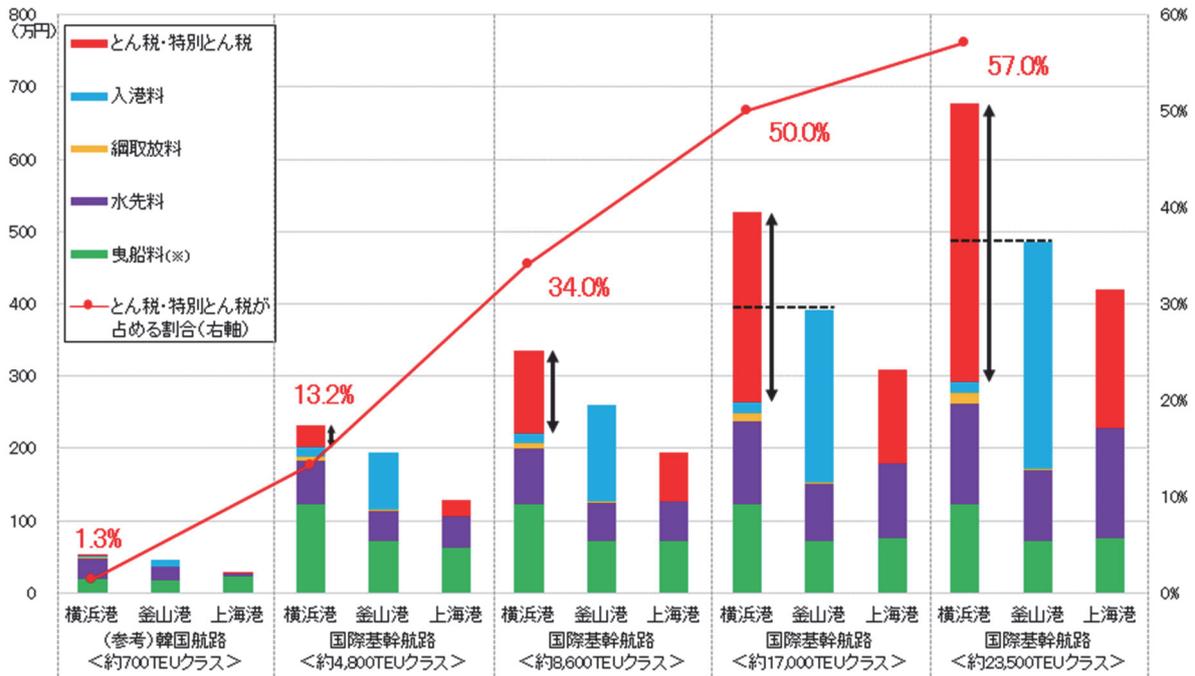
※2 船舶の規模等により税率が異なる国に関しては、10,000トン級の日本船舶の入港を想定して算出

※3 通貨の換算は、税関公示レート(令和11.8時点)に基づく

(出所) 審議会資料を基に筆者作成

<sup>13</sup> 京浜（東京港、川崎港、横浜港）、阪神（大阪港、神戸港）の計5港。伊勢湾（名古屋港、四日市港）は国際拠点港湾だが、政令により国際戦略港湾とみなされている（港湾法（昭和25年法律第218号）附則第31項）。

図表4 コンテナ船の入出港コスト試算



(※)バースの形状や気象条件等によって曳船に必要なタグボートの隻数が異なるため、本資料の国際基幹航路については船舶の大きさに関わらず、同一の隻数を仮定して試算しているが、実際の料金については必要なタグボートの隻数に応じて増減することとなる。

◆(一財)国際臨海開発研究センターによる調査報告書等を元に港湾局試算

(出所) 審議会資料(国土交通省港湾局『国際コンテナ戦略港湾政策について』(令元. 11. 8) 9頁)を加工

#### (4) 納税環境の整備

令和2年度税制改正において見直しが予定されている納税環境の整備に関し、関税についても以下3点の改正を行うこととしている。

##### ア 無申告加算税の賦課決定の期間制限

関税の納税申告をせずに税関長の決定が行われる場合、同決定後、無申告加算税の賦課決定の期間制限(原則法定納期限等から5年)が終了する間に修正申告書が提出されること等があり得る。この場合、期間制限内に無申告加算税の賦課決定ができず、当該加算税を賦課できない事案が生じ得る。

令和2年度関税改正では、無申告加算税の賦課決定の期間制限が終了する間にされた修正申告書の提出等の日から3月を経過する日までその賦課決定を可能とすることとしている。

##### イ 還付加算金及び延滞税の特例基準割合

関税法における還付加算金及び延滞税の特例基準割合<sup>14</sup>については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する特例基準割合とされている(関税法附則第3項及び第5項)。

令和2年度関税改正では、内国税における特例基準割合の引下げ等に伴い、関税法についても同様の見直しを行うこととしている。

<sup>14</sup> 貸出約定平均金利(前々年10月～前年9月の各月の短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合)に年1%を加算した割合。令和元年分の還付加算金及び延滞税の割合は1.6%。

#### ウ 外国当局等に対する情報提供要請を行った場合の更正決定等の期間制限

税関が外国の税関当局等に対して情報提供の要請を行った際、その回答に相当の期間を要し、更正決定等の期間制限（原則5年）を徒過した事案が発生しており、今後も同様の可能性があり得る。

令和2年度関税改正では、我が国税関が外国当局等に対して情報提供の要請を行う場合、当該要請から3年間、更正決定等を可能とすることとしている。

### (5) その他

#### ア 入国者が携帯又は別送するアルコール飲料に係る簡易税率の取扱い

入国者が携帯等して輸入する酒類については、通関手続の簡素化・迅速化を目的として簡易税率が適用される<sup>15</sup>。簡易税率は、関税、酒税、内国消費税及び地方消費税の率を総合したものを基礎として算出され、入国者の利便のため100円刻みで設定されている。

令和2年10月の酒税率の見直し（ワイン80→90円/ℓ、清酒120→110円/ℓ等）による税率の変化分は100円に満たないため、令和2年度関税改正では現行水準（酒類のうち、その他のもの（ワイン等）200円/ℓ）を維持することとしている。

#### イ 入港手続の対象船舶等の見直し

我が国に入港する船舶及び航空機は、関税法上、①外国貿易船等、②特殊船舶等、③政令で定める公用船等<sup>16</sup>に区別されており、①及び②は入港のための税関手続が定められているが、③は手続が不要である。現在、外国の軍艦、海上保安庁の船舶等は公用船等として指定されているが、自衛隊の船舶等は指定されていない<sup>17</sup>。近年、自衛隊の国際協力等の海外活動は増加しており、入港手続が自衛隊員の事務負担となっている。

令和2年度関税改正では、自衛隊員の負担を軽減し、効率的な任務遂行に資するため、自衛隊の船舶等についても外国の軍艦等と同様に公用船等として指定し、入港手続の対象から除外することとしている。

## 3. 令和2年度関税改正の主な論点

### (1) 暫定税率等の在り方

令和2年度関税改正で適用期限が延長される予定の416品目のうち、約半分の202品目については、20年以上現行の税率水準が継続されている（**図表5**）。暫定税率が長期間設定され続け、既に定着していると考えられる場合には、暫定税率を廃止し、同水準の基本税率を設定することについても検討の余地があろう。

委員会審査においては、暫定税率という形で何年も続いている状況、基本税率化する必要性等についての指摘があった<sup>18</sup>。また、過去の審議会では、基本税率化の際には、暫定税率として設定されてきた経緯等を十分考慮する必要がある等の論点が挙げられている<sup>19</sup>。

<sup>15</sup> 携帯品免税の範囲（760ml程度のものを1本とし、3本まで）を超えた4本目から課税される仕組みである。

<sup>16</sup> 関税法第2条第5項、同条第6項、第15条の3第1項

<sup>17</sup> 昭和32年（1957年）の関税改正で定められた当時、自衛隊の船舶等は当該公用船等に指定されなかった。

<sup>18</sup> 第198回国会衆議院財務金融委員会議録第7号10頁（平31.3.12）など

<sup>19</sup> 関税・外国為替等審議会関税分科会、財務省関税局『平成25年度関税改正に関する論点整理』（平25.1.24）

また、今回、適用期限の延長が見込まれている航空機部分品等の免税制度は、昭和 26 年度から約 70 年間、加工再輸入減税制度は昭和 44 年度から半世紀続いている。審議会においては、「暫定措置は本来暫定であるべき」との発言があり<sup>20</sup>、暫定措置がなくなるまでの目途を示すなど、将来的に望ましい方向に進むための努力をすべきである等の理由が述べられた。

図表 5 暫定税率の設定期間別の品目数

設定期間	品目数
10年未満のもの	25
10年以上20年未満のもの	189
20年以上30年未満のもの	187
30年以上40年未満のもの	8
40年以上のもの	7
合計	416

202

※ 現行の制度・税率水準が設定されてから令和2年1月1日までの期間(年度)を基に集計

(出所) 財務省資料を基に筆者作成

## (2) 沖縄に係る関税制度上の特例措置

沖縄に係る関税制度上の特例措置には、「特定免税店制度」のほか「選択課税制度<sup>21</sup>」がある。いずれも沖振法の適用期限に併せて5年ずつ延長されてきたが、平成29年度改正により、特定免税店制度は延長幅が3年に、選択課税制度は2年にそれぞれ短縮された。

財務省は、短縮の理由を、「制度の利用状況や沖縄の経済状況等を踏まえた、よりきめ細かな検証を可能とするため」としていた<sup>22</sup>。しかし、選択課税制度は、利用実績がない中<sup>23</sup>、平成31年度改正で適用期限が2年間延長された。

令和2年度関税改正では、特定免税店制度を2年間延長する見込みだが、同制度がこれまでの利用状況等を踏まえた制度となっているか改めて確認が必要となろう(図表6)。また、特例措置である両制度については、利用促進に向けた取組等の実施も求められる。

図表 6 特定免税店制度等の利用状況

年度	平25	平26	平27	平28	平29	平30
特定免税店の利用者数	37.9万人	36.5万人	33.7万人	30.7万人	30.8万人	29.6万人
特定免税店における関税の免税額	約3.7億円	約3.4億円	約2.9億円	約2.8億円	約2.9億円	約2.8億円
選択課税制度の利用件数	利用なし					

(出所) 内閣府資料を基に筆者作成

<sup>20</sup> 関税・外国為替等審議会関税分科会(令和.11.8開催)議事録における宮島香澄専門委員の発言。

<sup>21</sup> 国際物流拠点産業集積地域の保税工場等において、外国貨物を原料として加工又は製造された製品について、輸入者が原料課税(原則)か製品課税かを選択できる制度である。

<sup>22</sup> 第193回国会衆議院財務金融委員会議録第10号10~11頁(平29.3.22)

<sup>23</sup> 令和2年1月22日現在、国際物流拠点産業集積地域において税関長の許可を受けた保税工場等はない。

### (3) とん税及び特別とん税の税率変更

国際基幹航路のコンテナ船の入出港コストについては、船の大型化等に伴い増大し、とん税及び特別とん税の占める割合が著しく大きくなる傾向にある。両税率の改正は、前回の東京オリンピック開催年である昭和39年（1964年）以来、半世紀ぶりのことである。

税率引下げは、欧州・北米航路のコンテナ貨物定期船の国際戦略港湾への寄港数を維持・拡大するための措置である。国際戦略港湾の競争力が高まり寄港数が増えれば、企業の立地競争力の強化につながり、雇用や所得の創出・拡大にも資すると考えられる。地域経済の活性化に寄与することも期待されるため、関係自治体や関係業界からもとん税・特別とん税の軽減等を求める要望書が提出されている<sup>24</sup>。国及び関係自治体にとって税率引下げは税収<sup>25</sup>の減少要因だが、国際戦略港湾に対する新規の寄港が増加すれば、とん税等の収入や上記の波及効果によって税収減の影響は緩和されるだろう。

また、入出港に係るコストは、とん税・特別とん税だけではない。入港料、綱取放料、水先料、曳船料の軽減等も引き続き課題となる。上海港や釜山港など近隣諸国の競合港との比較で劣後しないよう、総合的な取組<sup>26</sup>を実施していくことが期待される。

## 4. 税関行政の現状と課題

### (1) 税関の現状

財務省の地方支分部局である税関は、「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「貿易円滑化の推進」の3つの使命を有している。全国には、函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司及び長崎の8税関のほか、沖縄地区税関が設置されている。各税関には、支署、出張所等が設置され<sup>27</sup>、各地域における税関業務を分担している。

税関の定員及び当初予算額は、平成26年度以降7年連続で対前年度比増となっている。令和2年度の定員（案）は9,826人（前年度比209人増）で、3年連続200人以上の増、当初予算額（案）は1,090億円（同29億円増）となっている（図表7）。

図表7 税関の定員及び当初予算額の推移

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2(案)
定員 (人)		8,794	8,799	8,778	8,751	8,791	8,922	9,041	9,178	9,396	9,617	9,826
	対前年度	81	5	▲21	▲27	40	131	119	137	218	221	209
当初予算額 (億円)		973	938	972	881	941	951	979	1,002	1,035	1,061	1,090
	対前年度	11	▲35	34	▲91	60	10	28	23	33	26	29

（出所）財務省資料を基に筆者作成

<sup>24</sup> 横浜市『国の制度及び予算に関する提案・要望書』（令元.6）、一般社団法人日本貿易会物流委員会『国際基幹航路の寄港拡大に向けた措置に関する要望』（令元.10.9）など

<sup>25</sup> 令和2年度予算額は、とん税：100億円（対前年度10億円減）、特別とん税：125億円（同13億円減）。

<sup>26</sup> 船の大型化に対応した港湾の大水深化や耐震強化などのハード面の措置や国際戦略港湾への集貨などのソフト面の取組が必要となろう。なお、政府は、国際コンテナ戦略港湾政策の推進のため、特に、欧州・北米航路におけるコンテナ貨物定期船の国際戦略港湾への入港数の維持・拡大を重点的に図る観点から、第200回国会（臨時会）に「港湾法の一部を改正する法律案」を提出し、令和元年11月29日に成立した。

<sup>27</sup> 税関支署68か所、税関出張所及び税関支署出張所104か所、税関監視署及び税関支署監視署10か所（令元.7.1現在）

## (2) 訪日外国人旅行者への対応

政府は、訪日外国人旅行者数の増加を成長戦略の重要な柱の1つとして位置付けており、旅行者数（旅行消費額）を令和2年に4,000万人（8兆円）、令和12年に6,000万人（15兆円）まで増加させる目標を掲げている<sup>28</sup>。

旅行者数は、平成30年に史上初の3,000万人を突破し（3,119万人）、令和元年に3,188万人となった<sup>29</sup>。オリンピック開催年に旅行者数が減少した中国の事例<sup>30</sup>もあるものの、令和2年は、東京オリンピック等の開催を控え、更なる増加が予想されている。

税関は、国際観光旅客税<sup>31</sup>の税収により、電子申告ゲート（Eゲート）の導入<sup>32</sup>など、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を進めている。税関検査場等における待ち時間の短縮により、旅行者は買い物や観光など経済活動に時間を費やせる。また、待ち時間は旅行者の不満の1つに挙げられるため、その解消は、旅行消費額が増加する傾向があると言われるリピーター<sup>33</sup>の増加にもつながるだろう。人工知能（AI）など、進歩が期待される先端技術を積極的に取り入れることで、迅速な通関を実現していくことが求められる。

## (3) 不正薬物等の密輸取締りに向けた取組

### ア 不正薬物の密輸

令和元年上半期の不正薬物全体（覚醒剤、大麻、その他）の摘発件数は571件（前年同期比41%増）、押収量は約1,581kg（同約2.7倍）であった。上半期の押収量が前年1年分を既に超えており、特に覚醒剤は4年連続で1トンを超える極めて深刻な状況にある<sup>34</sup>。

最近では、洋上取引等による大口事犯や航空機旅客等の摘発が増加しており、密輸の手口が多様化している。また、手口の巧妙化も進んでいることから、取締りは「いたちごっこ」の様相を見せている。こうした中、税関には、最新の検査機器活用による取締り強化、密輸組織に関する情報の収集・分析の強化、旅行者を密輸に加担させないための周知徹底等に取り組み、我が国への密輸を阻止することが求められている。

また、近年増加しているクルーズ船旅客による密輸<sup>35</sup>や洋上取引による密輸については、税関だけで取り締まることに限界がある。そのため、海上保安庁等の関係機関と十分連携するなど、水際取締りを一層強化する必要があるだろう。

<sup>28</sup> 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議『明日の日本を支える観光ビジョン』（平28.3.30）

<sup>29</sup> 日本政府観光局『訪日外客数（2019年12月および年間推計値）』（令2.1.17）

<sup>30</sup> 国連世界観光機関（UNWTO）統計データによれば、過去3回の夏季オリンピック等開催国への外国人旅行者数（前年比）は、平成20年の中国が1億3,003万人（184万人減）、平成24年の英国が3,108万人（28万人増）、平成28年のブラジルが655万人（24万人増）である。

<sup>31</sup> 国際観光旅客税法（平成30年法律第16号）の成立（平30.4.11）により、平成31年1月7日から導入された。出国旅客は出国1回につき1,000円を負担し、徴収は主に航空会社を通じて行われる。税収（当初予算額）は、平成30年度：60億円、平成31（令和元）年度：500億円、令和2年度（案）：540億円である。

<sup>32</sup> 成田空港第3ターミナルで運用開始（令元.8.27）、同空港第1・第2ターミナル、羽田空港、関西空港、中部空港、福岡空港、新千歳空港に順次導入予定。旅行者が機内に預けた荷物を回収する間に、税関検査場に設置された電子端末で申告を行うことで、徴税や検査の必要がない旅行者に対する質問等が省略される。

<sup>33</sup> 小池理人「伸び悩む訪日外国人旅行消費額を増やすには」『第一生命経済研究所 Economic Trends』（令元.8.7）2～3頁

<sup>34</sup> 財務省『令和元年上半期の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況（詳細）』（令元.9.25）

<sup>35</sup> 海上保安庁『平成30年における密輸及び密航取締り状況について』（平31.1.16）

## イ 金地金の密輸（図表 8）

金地金の密輸事犯の摘発件数及び押収量は、平成 26 年から大幅に増加し始め、平成 29 年に件数・量ともにピークを記録した。政府は、平成 29 年 11 月の「ストップ金密輸」緊急対策を始め、金の密輸等に対する罰則の強化、金地金に係る仕入税額控除の見直し等の対策を順次講じてきた<sup>36</sup>。令和元年上半期の摘発件数は 9 件（前年同期比 99%減）、押収量は約 146kg（同 92%減）といずれも大幅に減少しており、対策の効果が発揮されていると考えられる。

一方、金の輸出量と輸入量の差である輸出超過量に目を向けると、平成 29 年の 210 トンからは減少しているものの、減少幅は税関による摘発件数・押収量ほどではない。令和元年は 11 月までの輸出超過量が 138 トンである。国内生産や在庫の増減等の要因があり、超過分が全て密輸によるものとは言えないが、税関による摘発が「氷山の一角」ということは事実であろう。仮に、金の価格を 500 万円／1kg とし、138 トンが全て密輸によるものとするれば、消費税（10%）の脱税額は約 700 億円となる。

消費税率の引上げによる密輸時の利幅の増加<sup>37</sup>に加え、近年の金の国際価格の高止まり等を受け、今後、密輸が再び増加する可能性もある。税関には、検査・取締りの徹底のため、門型金属探知機、国際郵便物検査装置等の増設などが求められる。また、貨物等の発送元となる諸外国の税関当局や捜査当局とも連携を図り、国際的な密輸組織に対する警戒を強める必要があるだろう。

図表 8 金地金の密輸事犯の摘発件数及び押収量等の推移

年	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和
摘発件数(件) ※1	18	12	119	465	811	1,347	1,088	9
押収量(kg) ※1	79	133	449	2,032	2,802	6,277	2,119	146
輸出量(トン) ※2	132	127	114	137	197	215	156	141
輸入量(トン) ※2	11	28	16	9	5	5	7	3
差引(輸出超過量)	121	99	98	128	192	210	149	138

※1 平30、令和(平31.1～令和.6)は速報値

※2 令和(平31.1～令和.11)は速報値

(出所) 審議会資料及び貿易統計を基に筆者作成

### (4) 税関の体制整備に向けた取組

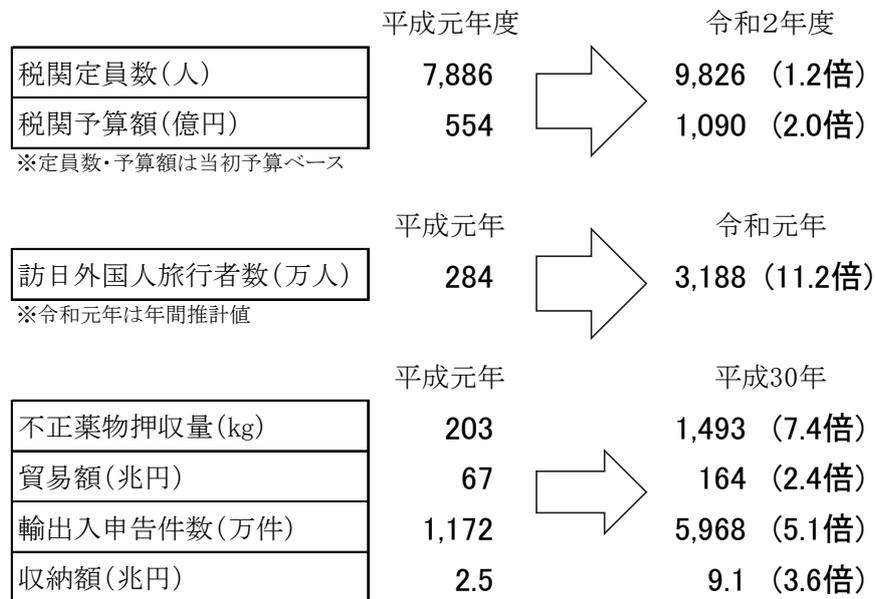
税関の定員及び予算額は着実に増加しているものの、その伸びを上回るペースで通関、取締り等の業務量が増加していることから(図表 9)、更なる定員増等を求める指摘は多い。

<sup>36</sup> 平成 30 年度関税改正では、金の密輸に関し、関税法上の無許可輸出入罪の罰金上限額、輸入に係る消費税のは脱罪の罰金上限額を、密輸された金の譲受等に関し、関税法上の密輸品譲受等の罪の罰金上限額をそれぞれ引き上げた。また、平成 31 年度税制改正では、消費税における更なる対策として、密輸品と知りながら行った金地金等の課税仕入れについて、仕入税額控除を認めない等の見直しを行った。

<sup>37</sup> 例えば、香港等で金地金 2kg (1,000 万円) を購入、税関で申告せずに密輸し、国内で売却した場合は消費税 (10%) を含めた額 (1,100 万円) となる。この時の差額 (100 万円) がいわゆる利幅となる。金の密輸とその対策によって現物市場が混乱したことから、東京商品取引所などは、「欧州のように投資目的の地金は非課税扱いとするのが一番の解決策ではないか」との見方を示している。『日本経済新聞』(平 30. 11. 27)

これまでも、衆参両院における関税改正法案に対する附帯決議において、取締検査機器等の整備とともに税関の定員の確保が求められている<sup>38</sup>。通関手続の円滑化や密輸取締りの強化等に向け、税関における人的・物的体制の充実・強化が望まれる。

図表9 税関の体制と主な業務量の推移



(出所) 審議会資料等を基に筆者作成

しかし、業務量の増大に完全に対応した定員の確保は、我が国の財政状況等に鑑みて厳しい状況にある。そのため、限られた人員を最大限に活用することが必要となり、税関職員一人一人の技能の発展と経験の蓄積が課題となろう。委員会審査では、税関における研修の充実、働き方改革、職場環境の整備等、様々な観点から議論されている<sup>39</sup>。また、税関職員の養成には長い時間を要することから、麻生財務大臣は、経験豊富な定年退職者の活用について言及している<sup>40</sup>。引き続き、多様かつ即戦力となる人材の確保<sup>41</sup>が課題となる。

取締検査機器の整備は、円滑かつ確実な検査・取締りを限られた人員で効率的に行う観点から重要である。高性能な機器を使用すれば、旅客等の携帯品や国際郵便物等の検査対象貨物を破壊せずに隠された不正薬物等の有無を確認することができ、通関の迅速化につながる。税関には、3次元X線検査装置等の高性能な機器が順次導入されており、令和2年度予算には、水際取締りの強化のため、税関監視艇や不正薬物・爆発物探査装置等の整備費用が計上されている。今後は、AIやドローン等の先端技術を活用するなど、巧妙化・

<sup>38</sup> 参議院財政金融委員会「関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平31.3.28)など

<sup>39</sup> 若手職員の質を確保するための税関研修所の充実(第198回国会衆議院財務金融委員会議録第7号8頁(平31.3.12))、夏季休暇等を取得しやすくする必要性(第200回国会参議院財政金融委員会会議録第2号13~14頁(令元.11.7))、転居を伴う転勤が多い税関等の職員に対する国家公務員宿舎の確保(第189回国会参議院財政金融委員会会議録第5号29~30頁(平27.3.26))などが求められている。

<sup>40</sup> 第196回国会参議院財政金融委員会会議録第8号11頁(平30.3.29)

<sup>41</sup> 税関は、平成28年度から、民間企業等の勤務経験者を対象とした係長級職員の採用を実施している。

多様化する密輸の手口に対応していくことも必要であろう<sup>42</sup>。

国際的に行われる密輸等の犯罪に一国で対応することには限界があるため、我が国税関と諸外国の税関当局等との連携強化は重要であろう。国際的組織や密輸手口に関する情報等を積極的に交換し、対処していくことが求められる。そのためにも、税関相互支援協定の締結<sup>43</sup>や世界税関機構（WCO）<sup>44</sup>における国際協力の枠組みの活用を更に進めていくことが有効だと考えられる。

グローバル化の進展に伴い、国境を越えたヒト・モノの移動が活発になる中、税関には、増加する訪日外国人旅行者への対応や不正薬物等の密輸取締りなど、重要かつ多岐にわたる役割が求められている。社会や時代の変化に応じた実効性ある水際取締りを行うためにも、税関の体制整備は引き続き重要な課題となる。

(わたなべ まさふみ、たかた ゆうへい)

---

<sup>42</sup> 例えば、X線検査装置に、検査対象物の中の異影を認識する機能を付与することで、税関職員が行っている画像の識別作業を自動化することが期待されている（関税中央分析所『AIを活用したX線画像の認識・識別に関する研究（事前評価）』（平29.6.9））。

<sup>43</sup> 令和元年12月20日現在、36か国・地域との間で発効済又は署名済。

<sup>44</sup> WCO（World Customs Organization）は、国際貿易の発展への貢献を目的とし、昭和27年（1952年）に設立された国際機関であり、各国の税関制度の調和・統一及び税関行政の国際協力を推進している。令和元年5月現在、183か国・地域が加盟している（日本は昭和39年（1964年）に加盟）。